

酒パブリサイクル促進協議会便り

Vol.3 平成21年12月1日 発行

発行：酒パブリサイクル促進協議会

酒パブリサイクル促進協議会 第2回定期総会

平成21年6月30日(火)大阪・梅田スカイビルタワーウエストに於いて、会員26社44名の出席のもと、大阪国税局から西川酒類業担当官をお招きし、第2回定期総会を開催いたしました。

平成20年度の事業報告として「灘伏見酒パブリサイクルシステムが順調に動き出し、3月末までに約120トンの酒パブリサイクルされたこと。磐田小売酒販組合54店舗が新たにエコ酒屋として登録、生協店舗など量販店での酒パブリ回収も広がりを見せ始めたこと。」などが報告され、決算および平成21年度事業計画「酒造メーカーの主体的なりサイクル活動を推進するため、引き続き酒パブリ循環システムを各地で構築する。リサイクルマークを制定するなど再生品利用に弾みをつける。」等を承認。

同時に役員改選にともない以下の役員が選出されました。

酒パブリサイクル 促進協議会役員

会長	小野 博通 (日本酒造組合中央会)	同	山中 正昭 (中埜酒造)
副会長	大隈 信彦 (三和酒類)	同	横尾 耕一 (印刷工業会・凸版印刷)
同	山下 正朋 (月桂冠)	同	監査役 木内 真一 (日本酒造組合中央会)
運営委員	國弘 武嗣 (印刷工業会大日本印刷)	同	白土 猛康 (印刷工業会)
同	近藤 恭一 (白鶴酒造)		
同	中尾 雅幸 (宝酒造)		
同	西村 善彦 (霧島酒造)		
同	森山 政広 (オエノンホールディングス)		
同	山内 浩一 (日本盛)		

また総会後に催された情報交流会では、ガラスびんリサイクル促進協議会事務局長、木野正則氏、生活協同組合コープぎふ経営企画室CSR推進担当部長の高橋勤氏を講師にお招きし、それぞれの取り組みをご講演いただきました。

総会



小野会長挨拶



酒促進協活動報告

酒パック循環・・・回収から再生品利用へ

昨年7月から動き出した、灘伏見地区酒パックリサイクルシステムは、両地区の主要酒造メーカーがこぞって参加。これまで211トンの酒パック充填損紙を再生紙原料としてリサイクルしてきました。

昨年暮れには、いくつかの企業の酒パック型貯金箱をテスト制作して、東京ビッグサイトで開催されたエコプロダクツ2008会場に於いて来場者に配布しました。



今年も12月10日、12日の3日間酒パックリサイクルの展示を行います。
 そして今年さらさらに各企業で次のステップとして、酒パック再生紙の利用に動き出す機運がいよいよ高まってきました。再生品を使ってこそそのリサイクルという考えから各社とも、積極的に使用品目の検討に入っています。



(昨年のエコプロダクツ2008の出演ブース。)



当初から想定していたパッケージだけではなく、各社のニーズに応じた商品開発が進んできたことよって、用途が拡大してきています。
 日本酒造組合中央会では、中央会運営の店舗で使用する手提げ袋を制作、灘地区の酒造メーカーでも配送時に使用する「天パッド」や「表示枠」などが生まれており、封筒やのし紙等への酒パック再生紙の利用も考えられています。

広がる酒パック回収拠点

エコ酒屋登録店舗数
353店
 2009年7月31日現在



2002年、熊本からスタートした街のお酒屋さんの回収拠点「エコ酒屋」は、全国1道1都2府32県に拡大し現在353店舗となっています。小売酒販組合でも熊本・宮崎・南但・高槻・新宮・養老・磐田・静岡の8組合が地域での取り組みを展開しています。

またエコ酒屋以外でも、酒パックの回収に取り組みむところが着実に増えてきています。

一部のスーパー、生協、お酒の量販店、居酒屋チェーンなどで酒パックの店頭回収が始まりました。また各地の障害者作業所では、地域のスーパーなどに酒パックの回収拠点となってもらい、回収した酒パックで手漉きはがきや、名刺を制作するなど新たな協働の姿も見えてきています。



スーパー等の店頭風景



酒パックリサイクルの キャラクター・マークが決まりました

今まで、チラシや封筒など酒促進協会の活動の中で度々登場していましたが左記キャラクターが正式に酒パックリサイクルを象徴する酒促進協会のキャラクターに決まりました。

また同時に酒促進協会員各社が酒パック再生紙で制作したものにつけるマークが制定され、各社の企業姿勢・取り組みを表現していくことになりました。



酒パックリサイクルキャラクター

酒・アルミ付紙パック循環システムマーク

〈使用例〉



酒パック再生紙を使用しています

● 酒パックリサイクル促進協議会 会員リスト ●

- 1 日本酒造組合中央会 東京都 (運営委員 小野・木内)
 - 2 雲海酒造株式会社 宮崎県
 - 3 オエノンホールディングス(株) 東京都 (運営委員 森山)
 - (合同酒精・福徳長酒類・富久娘酒造 他)
 - 4 大口酒造株式会社 鹿児島県
 - 5 大関株式会社 兵庫県
 - 6 菊正宗酒造株式会社 兵庫県
 - 7 黄桜株式会社 京都府
 - 8 霧島酒造株式会社 宮崎県
 - 9 月桂冠株式会社 京都府 (運営委員 山下)
 - 10 小西酒造株式会社 兵庫県
 - 11 薩摩酒造株式会社 鹿児島県
 - 12 沢の鶴株式会社 兵庫県
 - 13 三和酒類株式会社 大分県 (運営委員 大隈)
 - 14 高千穂酒造株式会社 宮崎県
 - 15 高橋酒造株式会社 熊本県
 - 16 宝酒造株式会社 京都府 (運営委員 中尾)
 - 17 辰馬本家酒造株式会社 兵庫県 (運営委員 山中)
 - 18 中笠酒造株式会社 愛知県 (運営委員 山内)
 - 19 日本盛株式会社 兵庫県 (運営委員 近藤)
 - 20 白鶴酒造株式会社 岡山県
 - 21 平喜酒造株式会社 岡山市
 - 22 伏見清酒パック協同組合 京都府
 - (北川本家・齋藤酒造・招徳酒造・玉乃光酒造・鶴正酒造・豊澤本店・都鶴酒造・向島酒造・山本勘藏商店・山本本家)
 - 23 ほまれ酒造株式会社 福島県
 - 24 盛田株式会社 愛知県 (運営委員 白土)
 - 25 印刷工業会 東京都 (運営委員 白土)
 - 26 アイビーアイ株式会社 東京都 (運営委員 國弘)
 - 27 大日本印刷株式会社 東京都 (運営委員 國弘)
 - 28 東京製紙株式会社 静岡県 (運営委員 横尾)
 - 29 凸版印刷株式会社 東京都
 - 30 日本紙パック株式会社 東京都
 - 31 日本テトラパック株式会社 東京都
 - 32 北越パッケージ株式会社 東京都
 - 33 紙製容器包装リサイクル推進協議会 東京都
 - 34 社団法人全国清涼飲料工業会 東京都
- 事務局特定非営利活動法人 集めて使うリサイクル協会 大阪府
(参加数：4団体30社)

酒パブリックリサイクル促進協議会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、酒パブリックリサイクル促進協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を大阪市中央区に置く。

(目的)

第3条 本会は、事業者と市民団体が協働し、酒パックを主体に、アルミを利用する飲料用紙パック及びアルミを利用しない飲料用紙パックのリサイクルを促進するために、回収率の向上等について自主的取り組みを推進することを目的とする。

第2章 事業

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 酒パックの市場回収・リサイクルのためのシステム開発
- (2) 酒パック回収率の向上に関する調査・研究
- (3) 酒パブリックリサイクルについての普及・啓発
- (4) 行政機関・関連業界・団体等への酒パブリックリサイクル促進のための要請および建議
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(構成)

第5条 本会は、原則として酒パックを利用または製造する企業・団体及び、本会の目的に賛同した者をもって組織する。

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、運営委員会の承認を得なければならない。

(退会)

第7条 会員が退会しようとするときは、事前に書面をもって会長に提出しなければならない。

第4章 組織および役員等

(役員及び定数)

第8条 本会に次の役員等を置く。
会長1名 副会長2名以内 運営委員8名以上15名以内 監査役2名以内

(役員を選任・会務)

第9条 運営委員(8名以上15名以内)及び監査役(2名以内)は定期総会において選出する。
但し、監査役は会員外から任命することができる。
(1) 運営委員会において運営委員のうちから会長・副会長を互選する。

第10条 役員会の会務を次の通り定める。

- (1) 会長は本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 運営委員は随時運営委員会を開催し、本会の主要業務を審議する。また、運営委員会が判断し、各種部会をおくことができる。
- (4) 監査役は本会の会計を監査し、また運営委員の会務の執行状況を監査する。総会に監査報告をおこなう。

(役員等の任期)

第11条 本会の役員等の任期は2年とし、再任を妨げない。退職・異動等の事情による任期途中の役員等の交代については退任する委員が交代する委員を指名する。但し、交代により指名された委員の任期は、他の役員と同時に終了するものとする。

第5章 会議・総会および会計

(事業年度)

第12条 本会の事業年度は4月1日から翌年3月31日とする。

(定期総会・全体会議)

第13条 定期総会を含め原則年3回の全体会議を開催する。
(1) 年度初の全体会議は定期総会とする。定期総会において前年度の活動報告、決算報告、及び予算報告等を行う。以後、全体会議・臨時総会は必要に応じ、会長が召集する。
(2) 総会の議長は会長が行う。但し議長を副会長若しくは運営委員に会長が指名することが出来る。
(3) 定期総会の成立は出席人数を問わない。決議事項については議決権を有する定期総会出席者の1/2以上の賛成を必要とする。議決権は1会員1票とする。

(会費)

第14条 会費は必要額を運営委員会の議決により決定し会員より徴収する。

(事務局)

第15条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。
(1) 事務局はNPO法人集めて使うリサイクル協会に委嘱する。

(その他)

第16条 この会則に規定のないものの追加、記載事項の修正等が必要な事項については運営委員会で検討し、総会に諮る。

附則

この会則は平成19年8月1日から実施する。

「酒パブリックリサイクル促進協議会」参加申込書

「酒パブリックリサイクル促進協議会」に下記内容で、参加を申し込みます。

年会費：1口 50,000円 (口、 円)

口数は500ml以上の酒パック年間出荷本数により設定しています。

・1,000,000本 未満 1口以上 ・1,000,000本 以上 2口以上

記入日		
会社名・団体名		
所属・役職名		
担当者名		
住所	〒	
電話・FAX番号	TEL	FAX
メールアドレス		

*FAX(06-6209-6685)でお申し込みください。
追って年会費振込口座等のご連絡をさせていただきます。
ご不明な点がありましたら、事務局:集めて使うリサイクル協会(西田)までお問合せ下さいませようお願い申し上げます。

酒パブリックリサイクル促進協議会

事務局：NPO法人集めて使うリサイクル協会
大阪市中央区高麗橋1-3-4 小池高麗橋ビル4F
TEL 06-6209-7155 FAX 06-6209-6685